入　札　説　明　書

調達物品名　除雪グレーダ（３．７ｍ級）

新　潟　市　財　務　部　契　約　課

この入札説明書は，政府調達に関する協定（平成７年条約第23号），地方自治法（昭和22年法律第67号），地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。），地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号），新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号。以下「規則」という。），新潟市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成19年新潟市規則第88号。以下「特例規則」という。），本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか，本市が発注する調達契約に関し，一般競争に参加しようとする者（以下「競争加入者」という。）が熟知し，かつ，遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

(1)　調達物品名及び数量

除雪グレーダ（３．７ｍ級）　１式（仕様の異なるもの３台）

（案件番号２３０２８（２））

(2)　調達物品の特質等

仕様書の①から③のとおり

(3)　履行場所

①新潟市東六区車庫（新潟市西蒲区巻甲４４５９番地４）

②新潟市南区役所除雪車保管庫（新潟市南区能登２丁目３０２番地１）

③新潟市南区役所除雪車保管庫（新潟市南区能登２丁目３０２番地１）

(4)　納入期限

①平成24年1月31日まで

②平成24年1月31日まで

③平成24年2月29日まで

(5)　入札方法

総価で入札に付する。落札決定に当たっては，入札書に記載された金額に当該金額の５％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは，その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので，競争加入者又はその代理人は，消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず，契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格

(1)　本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者であること。

(2)　地方自治法施行令第 167 条の４第１項の規定に該当しない者であること。

(3)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4)　新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領での別表２の 10（暴力的不法行為）の適用に該当しない者であること。

(5)　当該調達物品納入後10年間以上の部品の供給が可能であり，また修理に必要なサービス工場を有し，納入区役所管内において迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていること。

(6)　別添調達物品の仕様書に基づく製作仕様書およびこの製作仕様書に基づく調達物品の性能を証明する資料等を提出できる者であること。なお，上記の提出書類はいずれもＪＩＳに定める仕様書様式に準ずるものとし，別添調達物品の仕様書に対応する部分に蛍光ペンでしるしをつけること。

(7)　「アフターサービス・メンテナンスの体制表」（別紙１），「サービス工場又は協力工場等」（別紙２），「サービス部品在庫一覧表」（別紙３）を提出できる者であること。

3　問い合わせ先等

契約条項を示す場所及び入札手続等に関する問い合わせ先

郵便番号951－8550

新潟市中央区学校町通１番町602番地１

新潟市財務部契約課物品契約係

電話 025－228－1000　内線 32213・32214　FAX 025－225－3500

4　競争入札参加申請等

(1)　本件調達物品の入札に参加を希望する者は，別添一般競争入札参加申請書を，平成23年7月12日17時までに上記３の場所に直接又は郵便（必着）により提出すること。

(2)　上記２(6)(7)に示した提出書類は，一般競争入札参加申請書と同時に提出すること。

(3)　入札者は，提出された書類に関し，開札日の前日までの間において，説明を求められた場合にはこれに応じるものとし，必要な場合には当該提出書類の変更に応じるものとする。

(4)　提出書類に基づき審査を行い，入札参加の可否を決定し，一般競争入札参加資格確認結果通知書を平成23年7月21日までに発送する。

(5)　一般競争入札参加申請書提出後に入札参加を辞退する場合は，書面で届け出ること。

5　入札保証金

入札保証金は免除する。

6　入札及び開札

(1)　入札・開札日時及び場所

ア　日 時 平成23年8月3日　13時50分

イ　場 所 上記３の同所　第１分館契約課入札室

(2)　郵送による入札書の受領期間及び受領期限

ア　受領期間　平成23年7月26日から平成23年8月2日まで

イ　受領期限　平成23年8月2日 17時

ウ　提出先　　上記３の場所へ提出すること。

(3)　競争加入者又はその代理人は，仕様書，別添「仮契約書（案）」及び規則を熟知の上，入札をしなければならない。仕様書等について疑義がある場合は，別添質疑書を平成23年6月22日から平成23年7月12日17時まで，上記３へファックスにより提出すること。

(4)　競争加入者又はその代理人は，本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人となることができない。

(5)　入札室には，競争加入者又はその代理人以外の者は入室することができない。ただし，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合は，付添人を認めることがある。

(6)　競争加入者又はその代理人は，入札開始時刻後においては，入札室に入室することができない。

(7)　競争加入者又はその代理人は，入札室に入室しようとするときは，入札担当職員に一般競争入札参加資格確認結果通知書(写し可）並びに代理人をして入札させる場合においては，入札権限に関する委任状を提出すること。

(8)　競争加入者又はその代理人は，入札担当職員が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか，入札室を退室することはできない。

(9)　競争加入者又はその代理人は，本市様式の入札書及び委任状（別添）を使用すること。

(10)　競争加入者又はその代理人は，次の各号に掲げる事項を記載した別添様式による入札書を提出しなければならない。

ア　競争加入者の住所，会社（商店）名，入札者氏名及び押印（外国人にあっては，署名をもって押印に代えることができる。以下同じ。）

イ　代理人が入札する場合は，競争加入者の住所，会社（商店）名，受任者氏名（代理人の氏名）及び押印

ウ　入札金額

エ　履行期限，履行場所

オ　品名，数量，単価及び金額

カ　品質・規格

「仕様書のとおり」という記載でも構わない。

(11)　入札書及び入札に係る文書に使用する言語は，日本語に限る。また，入札金額は，日本国通貨による表示とすること。

(12)　入札書は封書に入れ，かつ，その封皮に入札の日時，品名，競争加入者の氏名（法人にあっては，その名称又は商号）を記載し，入札公告に示した日時に入札すること。なお，郵便（書留郵便に限る。）により入札する場合については，二重封筒とし外封筒の表書きとして「入札書在中」と朱書きし，上記で示した入札書のほか，一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。加入電信，電報，電話その他の方法による入札は認めない。

(13)　入札書及び委任状は，ペン又はボールペン（えんぴつは不可）を使用すること。

(14)　競争加入者又はその代理人は，入札書の記載事項を訂正する場合は，当該訂正部分について押印しておくこと。ただし，入札金額の訂正は認めない。

(15)　競争加入者又はその代理人は，その提出した入札書の引換え，変更，取消しをすることができない。

(16)　不正の入札が行われるおそれがあると認めるとき，又は災害その他やむを得ない理由が生じたときは，入札を中止し，又は入札期日を延期することがある。

(17)　談合情報等により，公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは，抽選により入札者を決定するなどの場合がある。

(18)　開札は，競争加入者又はその代理人が出席して行う。この場合において，競争加入者又はその代理人が立ち会わないときは，当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(19)　開札した場合においては，競争加入者又はその代理人の入札のうち，予定価格の制限に達した価格の入札がないときは，直ちに再度の入札を行う。競争加入者又は代理人が開札に立ち会わない場合は，再入札に参加する意思がないものとみなす。

また，後記７の各号に該当する無効入札をした者は，再入札に加わることができない。

(20)　再入札は１回とし，落札者のない場合は地方自治法施行令第１６７条の２第１項第８号の規程により最終入札において有効な入札を行った者のうち，最低金額を記載した競争加入者と随意契約の交渉を行うことがある。

7　入札の無効

次の各号に該当する入札は，これを無効とする。

(1)　入札公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札

(2)　入札書の記載事項中入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札

(3)　入札者が２以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札

(4)　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札

(5)　公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札

(6)　再度入札において初回の最低入札価格以上の価格で行った入札

(7)　入札公告等において示した入札書の受領期限までに到着しなかった入札

(8)　その他入札に関する条件に違反した入札

(9)　上記(4)，(5)に該当する入札は，その入札の全部を無効とすることがある。

8　落札者の決定方法

(1)　有効な入札書を提示した者であって，予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし，落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は，落札決定を取り消し，仮契約を締結していた場合は，本契約を締結しないものとする。

(2)　落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは，直ちに，当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において，当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは，当該入札執行事務に関係のない職員にこれに代わってくじを引かせ，落札を決定する。

(3)　落札者を決定した場合において，落札者とされなかった入札者から請求があったときは，速やかに落札者を決定したこと，落札者の氏名及び住所，落札金額並びに当該請求者が落札者とされなかった理由（当該請求を行った入札者の入札が無効とされた場合においては，無効とされた理由）を，当該請求を行った入札者に書面により通知するものとする。

9　契約の停止等

本調達物品の契約に関し，政府調達に関する苦情処理の手続に基づく苦情申立があったときは，契約を停止し，又は解除することがある。

10　契約保証金

契約金額の100分の10以上の金額とする。ただし，契約者が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合，若しくは，過去２年間の間に国（公社・公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し，これらをすべて誠実に履行し，かつ，契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は，契約保証金を免除する。

11　契約成立の要件

契約の締結については，新潟市議会の議決を要するため，入札による落札者とは，議会の議決を得たときに本契約となる旨の内容とする仮契約を締結する。

12　契約書の作成

(1)　仮契約書を作成する場合においては，落札者は，交付された仮契約書に記名押印し，落札決定の日から10日以内の間に当該契約を締結すること。ただし，特別の事情があると認めるときは，契約の締結を延長することができる。

(2)　仮契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は，日本語及び日本国通貨に限る。

13　支払いの条件

納入物品等の代金は，当市の検査に合格した後，適正な請求書に基づいて支払う。

14　契約条項

別添「仮契約書（案）」による。

15　競争入札参加資格審査申請

本調達物品の公告時に，新潟市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されていない者で本調達物品の入札に参加を希望する者は，政府調達（ＷＴＯ）契約に係る物品入札参加資格審査申請書を，平成23年7月12日（火）17時までに下記へ持参又は郵送（必着とし，書留郵便に限る。）すること。

なお，申請書類は新潟市財務部契約課ホームページから取得することができるほか，新潟市財務部契約課で交付する。

郵便番号951－8550
新潟市中央区学校町通１番町602番地１
新潟市財務部契約課物品契約係
電話025－228－1000　内線32213・32214
http://www.city.niigata.jp

質　　疑　　書

年　　月　　日

住　所
商号又は名称
代表者氏名　　印
（担当者　　）
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

１　案 件 番 号
２　調達物品名

質　疑　事　項

注１　回答は，本質疑書の提出後１０日以内に新潟市財務部契約課ホームページの当該調達物品の一般競争入札公告一覧に掲示します。
注２　この質疑書は，仕様書等に対して質問がある場合（入札に必要な事項に限る）にのみ提出してください。
注３　提出期間を過ぎた場合は受理しません。

一般競争入札参加申請書

年　　月　　日

（あて先）新潟市長

申請者
郵便番号
所在地
商号又は名称
代表者氏名　　印
担当者
（電話番号　　）
（ＦＡＸ番号　　）

下記の案件に係る一般競争入札に参加したいので，入札説明書に記載された入札に参加する者に必要な資格を満たすための提出書類を添えて申請します。

記

公告年月日	
案 件 番 号	
調達物品名	

別紙１
アフターサービス・メンテナンスの体制表

メーカー（本社）

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

製作工場

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

メーカー（支社・営業所）or 代理店

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

部品供給センター

名　称	
代表者	
住　所	
ＴＥＬ	
担当者	

消耗部品　　輸送手段：
　　所要日数：

一般部品　　輸送手段：
　　所要日数：

サービス工場等　※詳細は別紙２に記入

（注）１．部品供給センターからサービス工場までの輸送手段と所要日数を記入する。
２．消耗部品とは通常の稼働状況で１年程度の期間内の消耗、又は劣化により交換が必要となる部品をいう。
３．一般部品とは、５年程度の期間内に消耗又は劣化により交換が必要な部品
４．所要日数が消耗部品で１日、一般部品で３日を超える部品については、その名称と所要日数を記載した書類を提出すること。

別紙２

サービス工場又は協力工場等

No.				
社　　名				
工　場　所　在　地				
TEL（ 除雪期間連絡先 ）				
整　備　員　人　数 （整備士内訳を記入のこと）	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人	計　　人 級　　人 級　　人 級　　人 その他　　人
入札参加希望者との関係	直　営　・　協　力	直　営　・　協　力	直　営　・　協　力	直　営　・　協　力
当該機械の昨年度整備実績	台　／　年	台　／　年	台　／　年	台　／　年
作業着手までの所要日数				
自動車分解整備事業者＊	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
特定自主検査登録業者＊	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
緊急時の整備員派遣体制 及びｻｰﾋﾞｽｶｰ保有台数	有　・　無 有（　　台）　・　無	有　・　無 有（　　台）　・　無	有　・　無 有（　　台）　・　無	有　・　無 有（　　台）　・　無
緊急時における 最遠地までの到着時間	地　名 時間	地　名 時間	地　名 時間	地　名 時間
指定自動車整備事業者＊	有　・　無	有　・　無	有　・　無	有　・　無
当該機種の整備マニュアル （メーカー発行のもの）	保有　・　なし	保有　・　なし	保有　・　なし	保有　・　なし
管内区役所名				

（注）　１．協力工場の場合は、契約書などの証明書類（写し）を添付願います。

２．＊印の付いた項目で「有」とした場合は、確認書、登録証などの（写し）を添付願います。

３．緊急時の整備員派遣体制で「有」とした場合は、昨年度の連絡系統及び派遣体制を添付願います。

４．緊急時における最遠地までの到着時間は、納入区役所管内でサービス工場から最も遠い位置までの地名及び所要時間を記入して下さい。

５．調達物品の整備が可能な新潟市内の工場を全て記入し、調達物品を納入する区役所の整備を担当する工場が書かれた列を蛍光ペンで囲んでください。

別紙３

サービス部品在庫一覧表

調達物品名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

No	項　　目	内　　容	在庫量（台分）			供給可能年数	備　　考
			本社	部品ｾﾝﾀｰ	ｻｰﾋﾞｽ工場		

除雪グレーダ①（３．７ｍ級）仕様書

平成２３年度

新　　潟　　市

除雪グレーダ①（３．７ｍ級）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪グレーダ①（３．７ｍ級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成３年１０月８日付け、建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成１８年３月１７日付け、国総施第２１５号「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、２次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性　　能（JCMAS T005 性能試験）

（１）除雪幅	3.2 ｍ　以上
（２）最大除雪高さ （新雪 ρ =0.08t/m3、除雪速度15km/hにおいて）	0.15 ｍ　以上
（３）ブレード線圧	20 kN/m以上
（４）走行速度	45 km/h以上
（５）騒音レベル （オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 db(A)以下

２．主要諸元

（１）全　　長		10,000 mm 以下
（２）全　　幅		2,500 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）		3,800 mm 以下
（４）最低地上高		240 mm 以上
（５）車両総質量	14,000 kg 以上	17,500 kg 以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	８ ｍ 以下
（７）乗車定員	２ 人

３．車　　体

（１）機　　関

形　　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	100 kW 以上

（２）車　　軸

前　車　軸	２輪、油圧リーニング機構（リーニング角度20度以上）
後　車　軸	４輪、タンデム機構

（３）フレーム

形　　式	油圧屈折式

（４）タ　イ　ヤ

形　　式	ラグタイヤ（雪寒用）

（５）かじ取装置

型　　式	全油圧式

（６）運　転　室

構　　造	全鋼製密閉形
窓	(前上）熱線入り (前上・後）冬用ワイパーブレード付

４．除雪装置

（１）構　　成	ブレード、サークル、ドローバ
（２）作業動力装置	油圧式、操作弁式（７系統以上）

（３）能　　力

サークル回転角度	左右各 130 度 以上
ブレード昇降範囲	地下 250mm～地上 250mm 以上
ブレード横送り長さ	左右各 500 mm 以上
切削角調整装置	手動式
安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（シャーピンの切断等により）その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること
切刃形式	ストレート形平形刃先（JIS D6101）又は準じる特殊切刃（側刃付）

５．計器類

（１）燃料計	１式
（２）アワーメータ	１式
（３）水温計	１式
（４）充電警告灯	１式
（５）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式

６．照明装置類

（１）前部霧灯又は前部作業灯		２灯
（２）黄色灯火（散光式）	前 全幅　500㎜以上	１式
	後 全幅 1,100㎜以上	１式
（３）前方作業灯		２灯以上
（４）後方作業灯		１灯以上

７．付属装置及び付属品

７－１　車両総質量に含むもの

（１）バックブザー(後方１ｍにおいて、音圧80dB(A)以上)	１式
（２）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）	１式
（３）ウィンドウォッシャー前・後（電動式）	１式
（４）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付）	１式
（５）アンダーミラー(後)	１式

７－２　車両総質量に含まないもの

（１）標準付属工具	１式
（２）取扱説明書	１部
（３）部品表	１部
（４）履歴簿	１部

８．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

９．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

除雪グレーダ①（３．７m級）オプション装備

１．ＩＣカード（デジタル式稼働記録計）	１式
２．エアコン	１式
３．熱線ガラス（前下部）	１式
４．チェーン（H型）	１式
５．油圧ブレードチップ	１式
６．床マット	１式
７．ブレードスリップクラッチ	１式
８．シャッターブレード	１式
９．ブレード緩衝装置	１式

特　記　仕　様　書

各機種の仕様書による他、次の各号によるものとする。

１．塗装仕様

①車体の塗装は、２００１年度日本塗料工業会塗料標準色のＡ１７－７０Ｘとする。

②バンパーを有する車種については、バンパーを下図のように塗装するものとする。
なお、バンパーを有しない車種にあっては、これに類する箇所に塗装する。
この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。
（塗料には耐光性のある屋外塗料を使用すること）

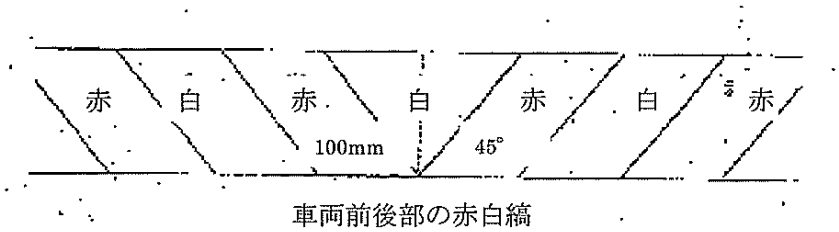

車両前後部の赤白縞

③「図１－除雪機械表示箇所図」の位置に、「図２－新潟市標識寸法図」の標識を表示する。また、「図３－白色帯と新潟市表示寸法図」の様に、「新潟市」を丸ゴシック体で記入する。

２．建設機械管理番号を、「図４－雪寒機械の管理番号寸法図」をもって、車両運転席の両側面及び除雪装置に表示する。
なお、建設機械管理番号は別途指示する。

３．車体の後部に取付ける標識板は「図５－除雪車後部標識板製作及び取付寸法図」をもって、取付けるものとする。
但し、後部に標識装置が付く場合は、上記標識板は取り付けないものとする。

４．黄色灯火等の取付け位置は、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。

5．車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。
なお、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税（必要な機種のみ）」の加入については「乙」が行い、車両納入後「甲」に請求するものとする。

6．製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。（提出図書一覧表を添付）
①担当者一覧表（社内体制）
②納入工程表
③打合せ記録要領
④塗装要領書
※過去の同規格の納入機で除雪作業に多大な支障をきたす故障があったものに関しては、故障の原因・対応策等について市に報告するものとする。

7．建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。
①規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様
②機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号、製作年月日
但し、凍結防止剤散布車の場合は、車体と散布装置それぞれについて記入するものとする。

8．次に示す写真を提出するものとする。サイズはカラー・サービス版とするが、デジタルカメラ撮影のものでも可とする。（但し、画像が鮮明なものに限る。）
①建設機械履歴簿写真
（車両の前後、左右両側面（管理番号がわかるもの））　・・・２部
②検収写真
（車両の前後、左右両側面、管理番号拡大写真、付属品）・・・２部
③機械台帳写真
（車両の正面から見て右斜め前、左斜め後ろ、真横）　・・・１部

9．次の維持管理資料を提出する。
・部品価格表　１部
・点検シート（日常、１ヶ月、１２ヶ月）　１部
・同上点検要領（機種特有の点検内容を含むもの）　１部
・オイル交換基準一覧表　１部

１０．日常的なメンテナンスに必要な足がかり、手摺りを設け、また、滑り止め等の安全措置を講ずること。

１１．除雪装置の回転部分又はプラウ前面等は赤色塗装とする。

１２．バッテリー充電器接続用の端子（液面センサー、ヒューズ付）を有するものとする。

１３．稼働記録計を有しない車種であっても、運転室まで稼働記録計用配線を用意するものとする。

１４．納入場所において行う完成検査の他、納入前に工場等において中間検査を実施する。また中間検査の結果を完成検査時に提出すること。

１５．道路維持作業用自動車届について、納入時に本申請済であること。

１６．納入場所等において、当該調達機械の運転及び取扱等について十分な知識を有する技術者を派遣の上、機器運転取扱説明の他、維持管理方法についても技術指導を行うものとする。また終了後、確認証を発行すること。

１７．乙は納入年度の除雪作業終了後、土木総務課、各事務所、使用者を対象とした納入機の稼働状況と保守及び操作性等についての要望を聴取する会を設けることとする。また、聴取内容及び対応を記した報告書を作成し、土木総務課長宛に提出すること。
会には、メーカー側の関係者（設計技術者を含む）も同席するものとする。

１８．標準仕様書１０項の保証は契約者及び製作会社の保証とする。

１９．前各号で必要となる一切の経費は、「乙」の負担とする。

２０．仕様書に記載のない事項及び機械形状等により、文字位置・寸法、表示箇所等の変更が必要な場合については、市担当者と協議の上で決定するものとする。

２１．道路運送車両法第６３条の３第１項（改善措置の届出等）の規定に違反したことにより、国土交通省の「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」の契約に関し、公告日現在で指名停止措置を受けている者が製造する車両については、本調達においては、仕様書１概要中の「信頼性」を有さないものとする。

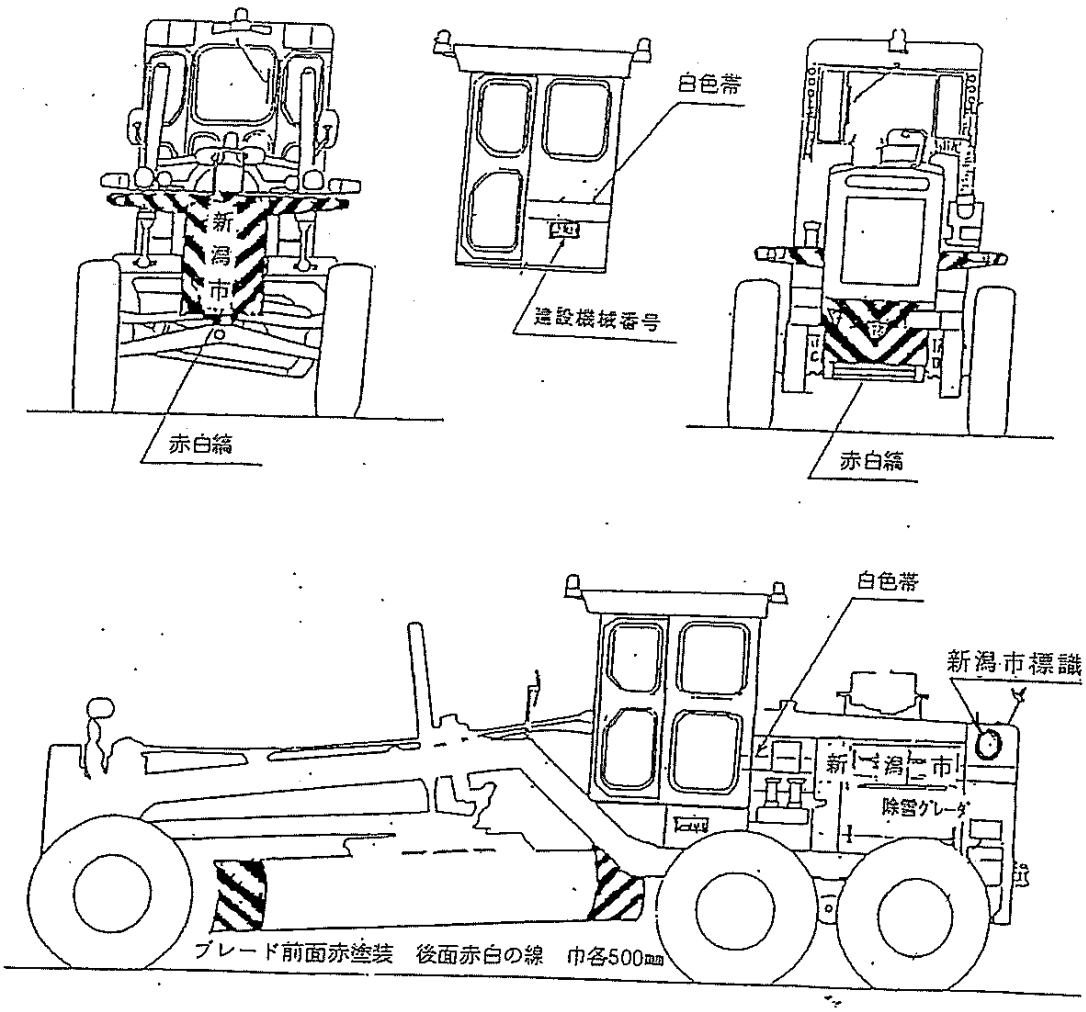

図１　除雪機械表示箇所図

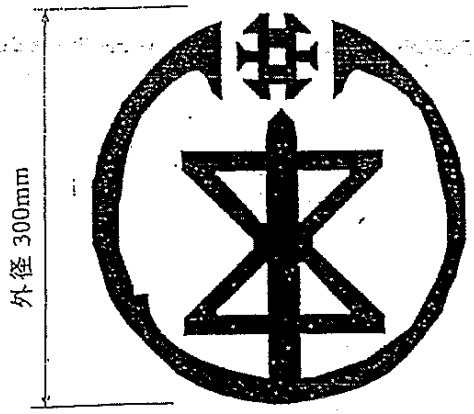

図－2 新潟市標識寸法図

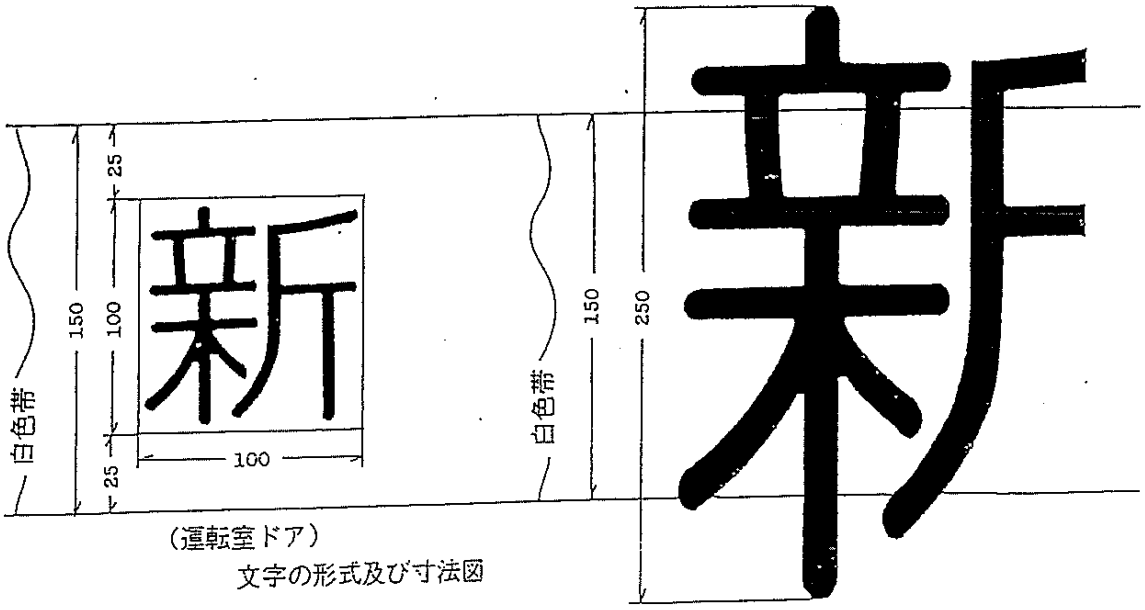

（運転室ドア）
文字の形式及び寸法図

図－3 白色帯と新潟市表示寸法図（エンジン室等）

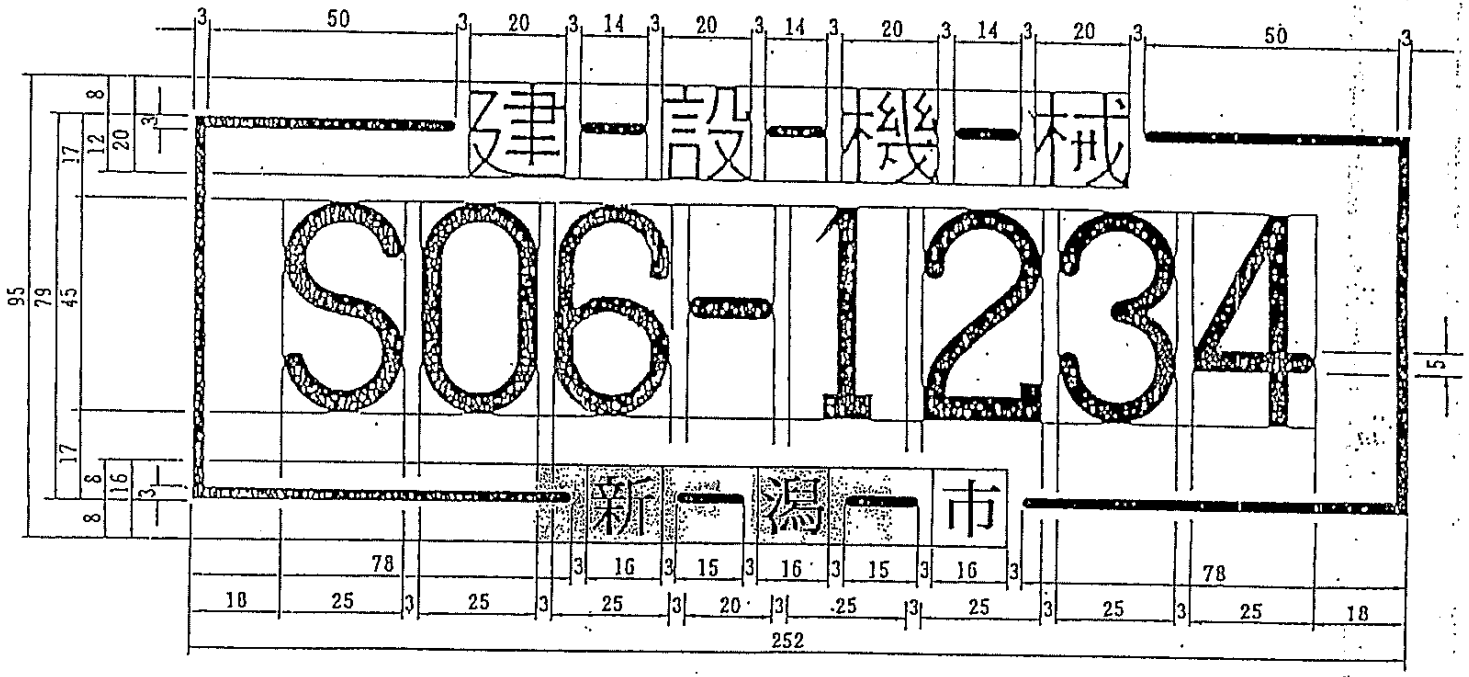

図4 雪寒機械の管理番号寸法図

（別紙－2）

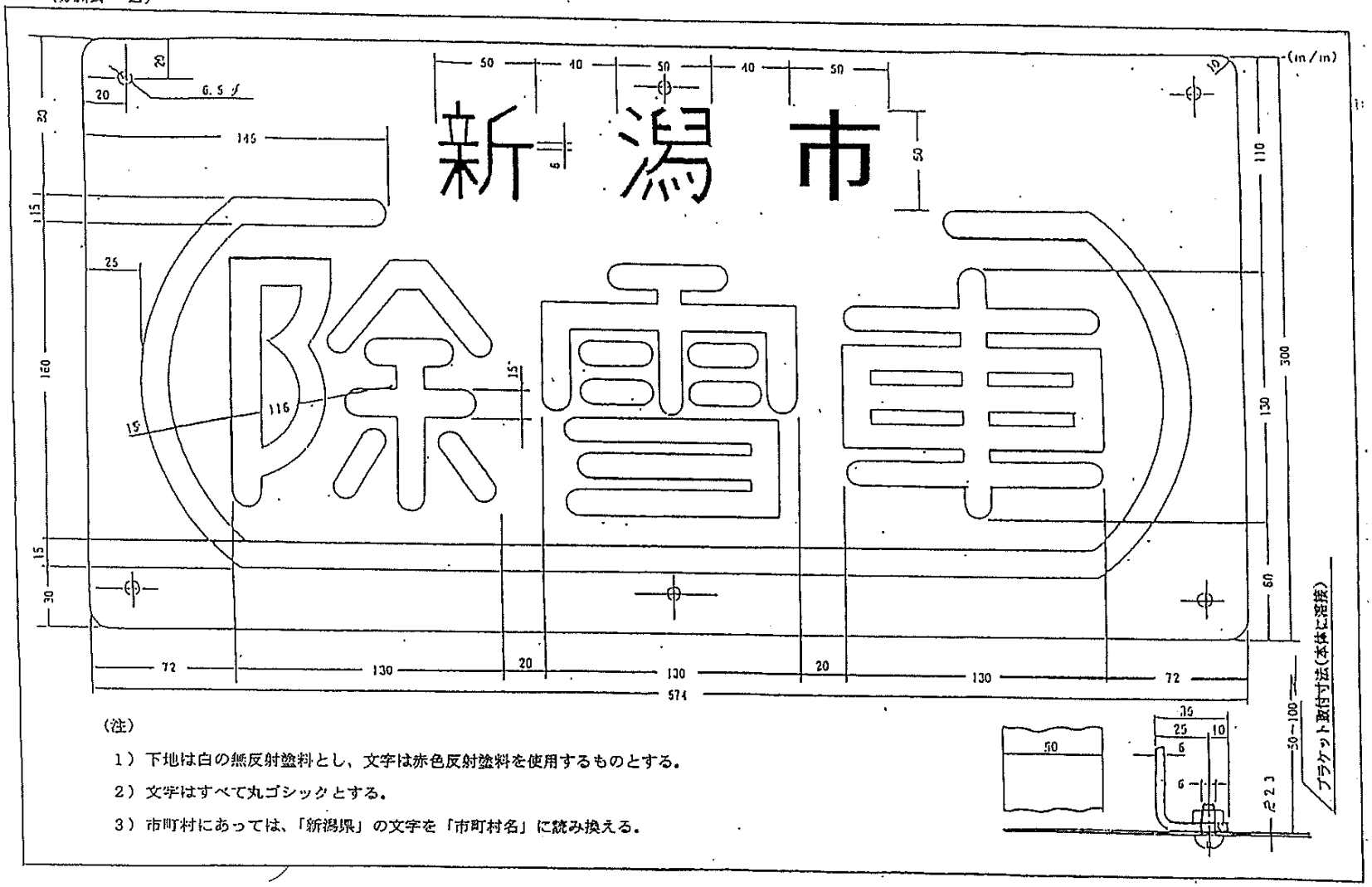

図 5 除雪車後部標識板製作及び取付寸法図

除雪グレーダ②（３．７ｍ級）仕様書

平成２３年度

新　　潟　　市

除雪グレーダ②（３．７ｍ級）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪グレーダ②（３．７ｍ級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成３年１０月８日付け、建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成１８年３月１７日付け、国総施第２１５号「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、２次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性　　能（JCMAS T005 性能試験）

（１）除雪幅	3.2 ｍ　以上
（２）最大除雪高さ （新雪ρ=0.08t/m3、除雪速度15km/hにおいて）	0.15 ｍ　以上
（３）ブレード線圧	20 kN/m以上
（４）走行速度	45 km/h以上
（５）騒音レベル （オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 db(A)以下

２．主要諸元

（１）全　　長		10,000 mm 以下
（２）全　　幅		2,500 mm 以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）		3,800 mm 以下
（４）最低地上高		240 mm 以上
（５）車両総質量	14,000 kg 以上	17,500 kg 以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	８ ｍ 以下
（７）乗車定員	２ 人

３．車　　体

（１）機　　関

形　　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	100 kW 以上

（２）車　　軸

前　車　軸	２輪、油圧リーニング機構（リーニング角度20度以上）
後　車　軸	４輪、タンデム機構

（３）フレーム

形　　式	油圧屈折式

（４）タ　イ　ヤ

形　　式	ラグタイヤ（雪寒用）

（５）かじ取装置

型　　式	全油圧式

（６）運　転　室

構　　造	全鋼製密閉形
窓	(前上）熱線入り (前上・後）冬用ワイパーブレード付

４．除雪装置

（１）構　　成	ブレード、サークル、ドローバ
（２）作業動力装置	油圧式、操作弁式（７系統以上）

（３）能　　力

サークル回転角度	左右各 130 度 以上
ブレード昇降範囲	地下 250mm～地上 250mm 以上
ブレード横送り長さ	左右各 500 mm 以上
切削角調整装置	手動式
安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（シャーピンの切断等により）その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること
切刃形式	ストレート形平形刃先（JIS D6101）又は準じる特殊切刃（側刃付）

５．計器類

（１）燃料計	１式
（２）アワーメータ	１式
（３）水温計	１式
（４）充電警告灯	１式
（５）機関油圧計又は機関油圧警告灯	１式

６．照明装置類

（１）前部霧灯又は前部作業灯		２灯
（２）黄色灯火（散光式）	前 全幅　500㎜以上	１式
	後 全幅 1,100㎜以上	１式
（３）前方作業灯		２灯以上
（４）後方作業灯		１灯以上

７．付属装置及び付属品

７－１　車両総質量に含むもの

（１）バックブザー(後方１ｍにおいて、音圧80dB(A)以上)	１式
（２）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）	１式
（３）ウィンドウォッシャー前・後（電動式）	１式
（４）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付）	１式
（５）アンダーミラー(後)	１式

７－２　車両総質量に含まないもの

（１）標準付属工具	１式
（２）取扱説明書	１部
（３）部品表	１部
（４）履歴簿	１部

８．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

９．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、乙に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

除雪グレーダ②（３．７m級）オプション装備

１．運行記録計（90㎞/h、機関回転数記録、７日計）	１式
２．チェーン（H型）	１式
３．油圧ブレードチップ	１式
４．床マット	１式
５．ブレードスリップクラッチ	１式
６．ブレード緩衝装置	１式

特　記　仕　様　書

各機種の仕様書による他、次の各号によるものとする。

１．塗装仕様

①車体の塗装は、２００１年度日本塗料工業会塗料標準色のＡ１７－７０Ｘとする。

②バンパーを有する車種については、バンパーを下図のように塗装するものとする。
なお、バンパーを有しない車種にあっては、これに類する箇所に塗装する。
この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。
（塗料には耐光性のある屋外塗料を使用すること）

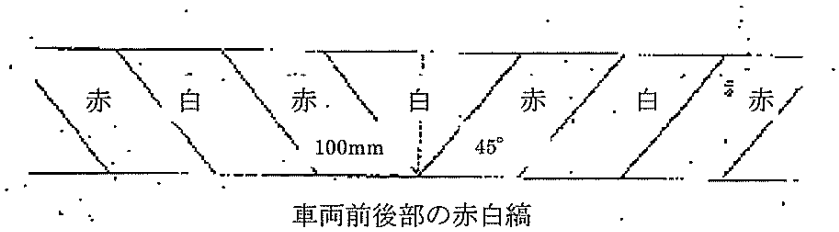

車両前後部の赤白縞

③「図１－除雪機械表示箇所図」の位置に、「図２－新潟市標識寸法図」の標識を表示する。また、「図３－白色帯と新潟市表示寸法図」の様に、「新潟市」を丸ゴシック体で記入する。

２．建設機械管理番号を、「図４－雪寒機械の管理番号寸法図」をもって、車両運転席の両側面及び除雪装置に表示する。
なお、建設機械管理番号は別途指示する。

３．車体の後部に取付ける標識板は「図５－除雪車後部標識板製作及び取付寸法図」をもって、取付けるものとする。
但し、後部に標識装置が付く場合は、上記標識板は取り付けないものとする。

４．黄色灯火等の取付け位置は、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。

5．車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。
なお、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税（必要な機種のみ）」の加入については「乙」が行い、車両納入後「甲」に請求するものとする。

6．製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。（提出図書一覧表を添付）
①担当者一覧表（社内体制）
②納入工程表
③打合せ記録要領
④塗装要領書
※過去の同規格の納入機で除雪作業に多大な支障をきたす故障があったものに関しては、故障の原因・対応策等について市に報告するものとする。

7．建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。
①規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様
②機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号、製作年月日
但し、凍結防止剤散布車の場合は、車体と散布装置それぞれについて記入するものとする。

8．次に示す写真を提出するものとする。サイズはカラー・サービス版とするが、デジタルカメラ撮影のものでも可とする。（但し、画像が鮮明なものに限る。）
①建設機械履歴簿写真
（車両の前後、左右両側面（管理番号がわかるもの））　・・・２部
②検収写真
（車両の前後、左右両側面、管理番号拡大写真、付属品）・・・２部
③機械台帳写真
（車両の正面から見て右斜め前、左斜め後ろ、真横）　・・・１部

9．次の維持管理資料を提出する。
・部品価格表　１部
・点検シート（日常、１ヶ月、１２ヶ月）　１部
・同上点検要領（機種特有の点検内容を含むもの）　１部
・オイル交換基準一覧表　１部

１０．日常的なメンテナンスに必要な足がかり、手摺りを設け、また、滑り止め等の安全措置を講ずること。

１１．除雪装置の回転部分又はプラウ前面等は赤色塗装とする。

１２．バッテリー充電器接続用の端子（液面センサー、ヒューズ付）を有するものとする。

１３．稼働記録計を有しない車種であっても、運転室まで稼働記録計用配線を用意するものとする。

１４．納入場所において行う完成検査の他、納入前に工場等において中間検査を実施する。また中間検査の結果を完成検査時に提出すること。

１５．道路維持作業用自動車届について、納入時に本申請済であること。

１６．納入場所等において、当該調達機械の運転及び取扱等について十分な知識を有する技術者を派遣の上、機器運転取扱説明の他、維持管理方法についても技術指導を行うものとする。また終了後、確認証を発行すること。

１７．乙は納入年度の除雪作業終了後、土木総務課、各事務所、使用者を対象とした納入機の稼働状況と保守及び操作性等についての要望を聴取する会を設けることとする。また、聴取内容及び対応を記した報告書を作成し、土木総務課長宛に提出すること。
会には、メーカー側の関係者（設計技術者を含む）も同席するものとする。

１８．標準仕様書１０項の保証は契約者及び製作会社の保証とする。

１９．前各号で必要となる一切の経費は、「乙」の負担とする。

２０．仕様書に記載のない事項及び機械形状等により、文字位置・寸法、表示箇所等の変更が必要な場合については、市担当者と協議の上で決定するものとする。

２１．道路運送車両法第６３条の３第１項（改善措置の届出等）の規定に違反したことにより、国土交通省の「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」の契約に関し、公告日現在で指名停止措置を受けている者が製造する車両については、本調達においては、仕様書１概要中の「信頼性」を有さないものとする。

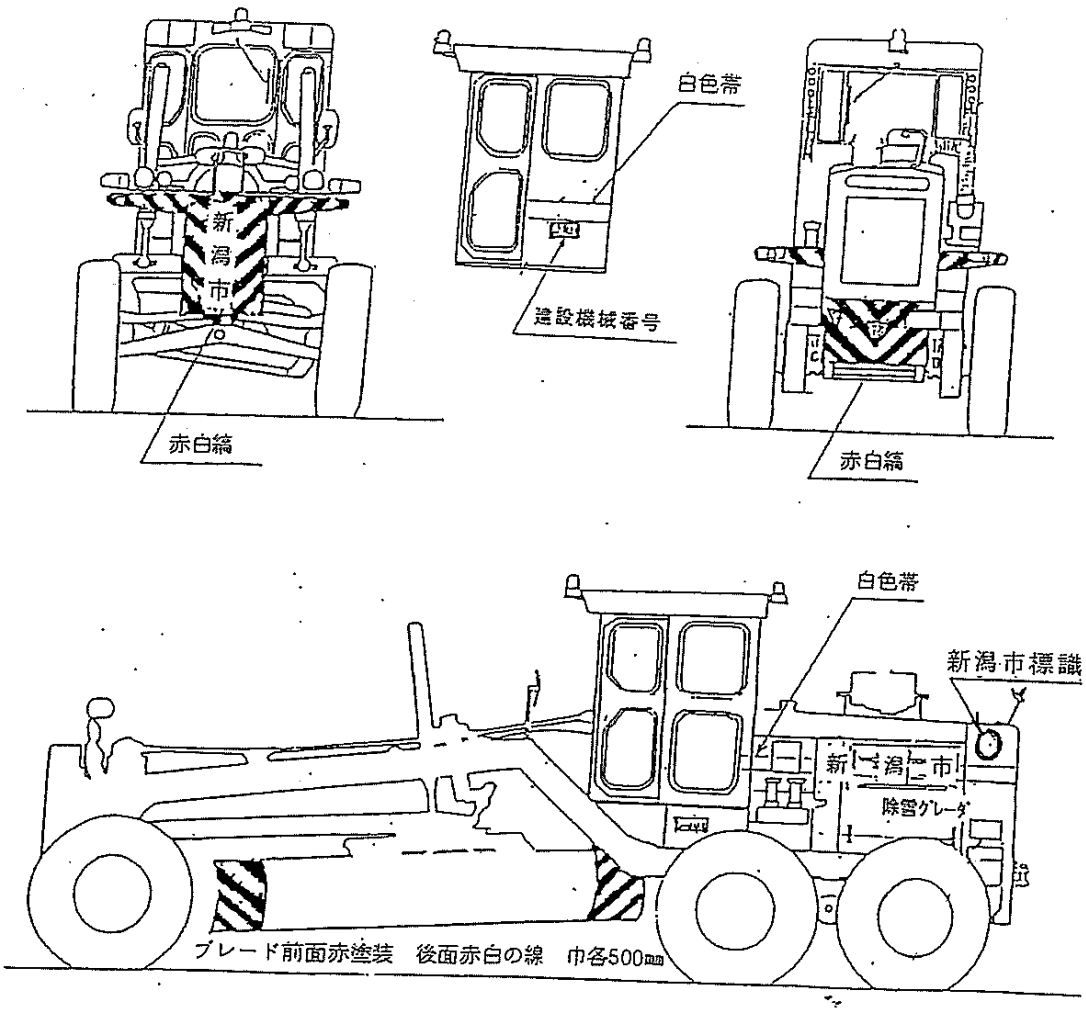

図１　除雪機械表示箇所図

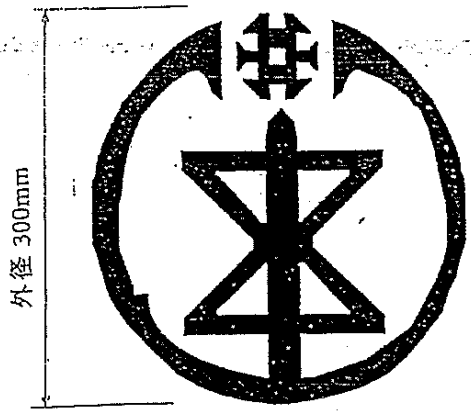

図－2 新潟市標識寸法図

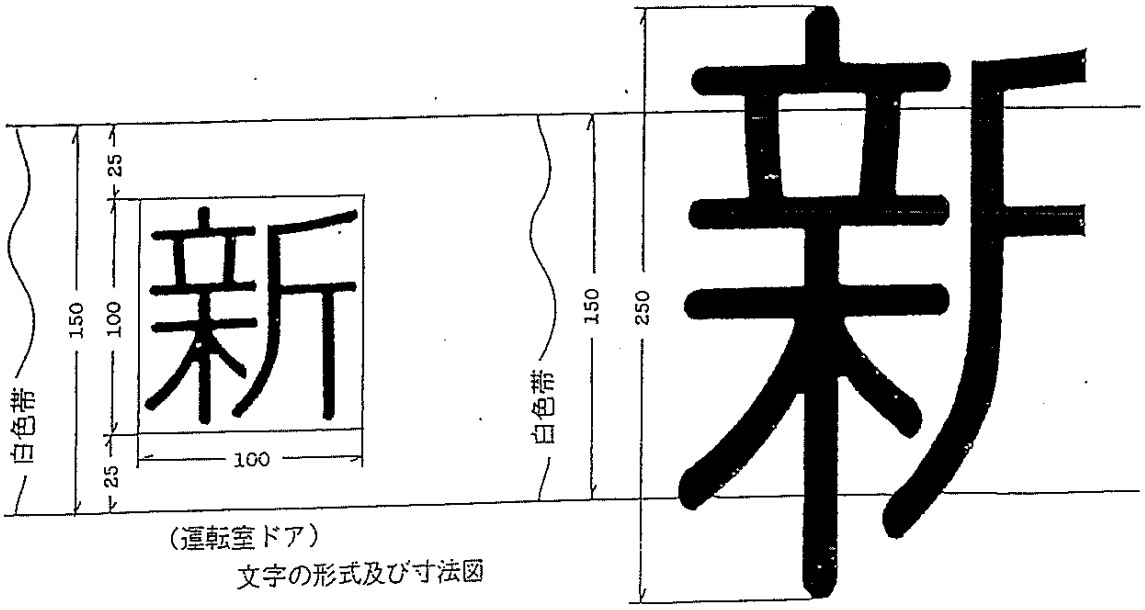

（運転室ドア）
文字の形式及び寸法図

図－3 白色帯と新潟市表示寸法図（エンジン室等）

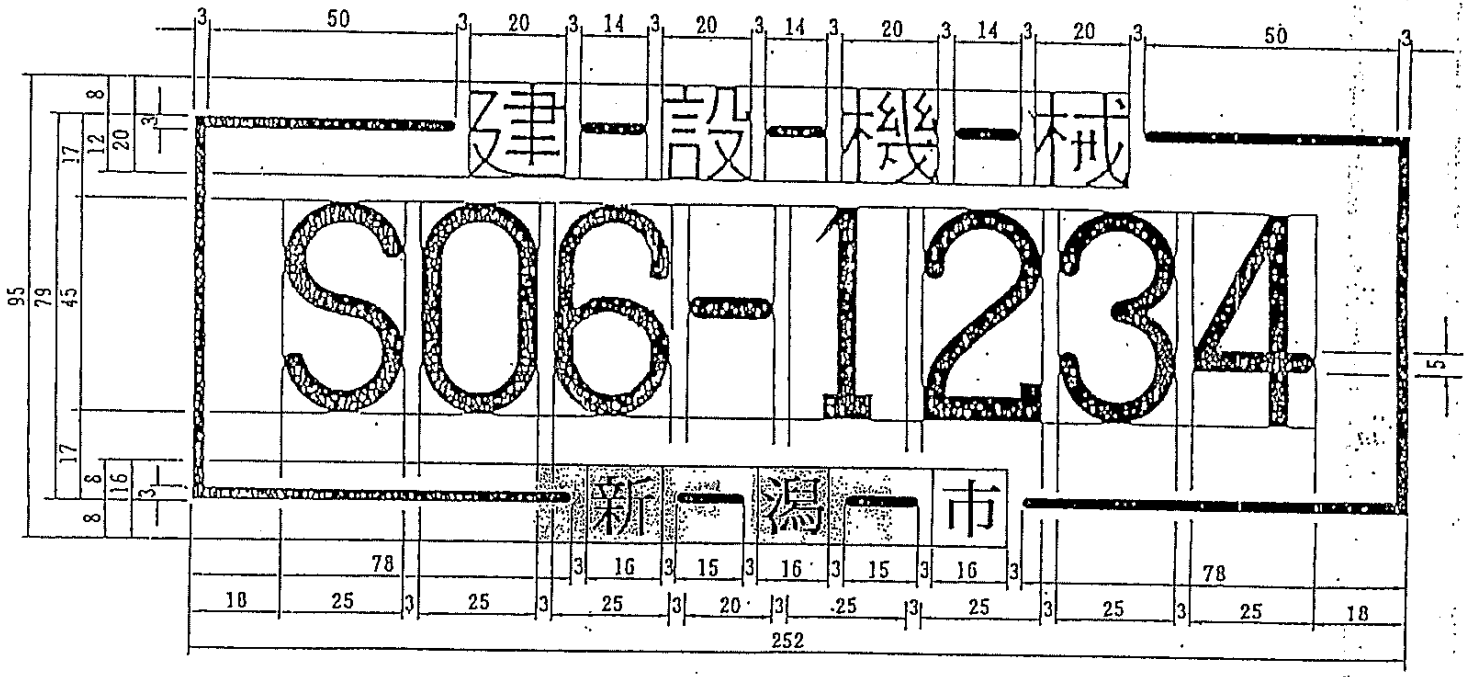

図4 雪寒機械の管理番号寸法図

（別紙－2）

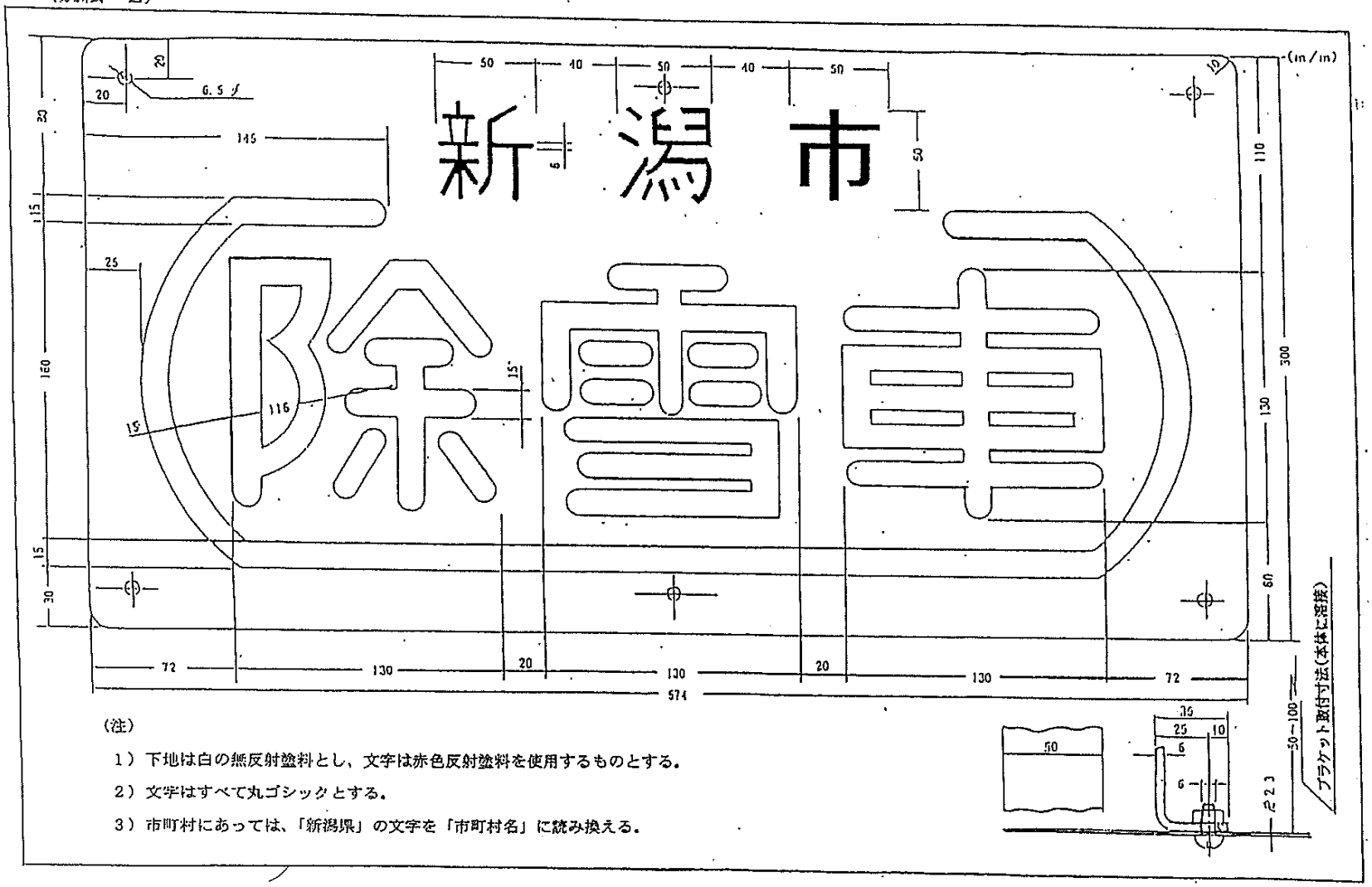

図 5 除雪車後部標識板製作及び取付寸法図

除雪グレーダ③（３．７ｍ級）仕様書

平成２３年度

新　　潟　　市

除雪グレーダ③（３．７ｍ級）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪グレーダ③（３．７ｍ級）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」に適合するもの、又は平成１７年法律第５１号「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」に基づく「特定原動機技術基準」及び「特定特殊自動車技術基準」に適合するものでなければならない。

但し、継続生産車・輸入車・少数生産車については平成３年１０月８日付け、建設省経機発第２４９号（以降の改正分を含む）「排出ガス対策型建設機械指定要領」または平成１８年３月１７日付け、国総施第２１５号「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定または届出され、２次基準値以上に適合した排出ガス対策型建設機械とする。

ここに明記されていない箇所については支出負担行為担当官（以下「甲」という）と物品供給人（以下「乙」という）が協議のうえ決定するものとする。

１．性　　能（JCMAS T005 性能試験）

（１）除雪幅	3.2 ｍ　以上
（２）最大除雪高さ （新雪ρ=0.08t/m3、除雪速度15km/hにおいて）	0.15 ｍ　以上
（３）ブレード線圧	20 kN/m以上
（４）走行速度	45 km/h以上
（５）騒音レベル （オペレータ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）	85 db(A)以下

２．主要諸元

（１）全　　長	12,000 mm 以下	(ﾌﾞﾗｳ推進角60度時)
	11,000 mm 以下	(ﾌﾞﾗｳ推進角90度時)
（２）全　　幅	3,500 mm 以下	(ﾌﾞﾗｳ推進角60度時)
	3,700 mm 以下	(ﾌﾞﾗｳ推進角90度時)
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,800 mm 以下	
（４）最低地上高	240 mm 以上	
（５）車両総質量	14,000 kg 以上　18,000 kg 以下	

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）　８ ｍ 以下
（７）乗車定員　２ 人

３．車　体

（１）機　関

形　式	水冷、ディーゼル機関
定格出力	100 kW 以上

（２）車　軸

前 車 軸	２輪、油圧リーニング機構（リーニング角度20度以上）
後 車 軸	４輪、タンデム機構

（３）フレーム

形　式	油圧屈折式

（４）タ イ ヤ

形　式	ラグタイヤ（雪寒用）

（５）かじ取装置

型　式	全油圧式

（６）運 転 室

構　造	全鋼製密閉形
窓	（前上）熱線入り （前上・後）冬用ワイパーブレード付

４．除雪装置

（１）構　成	ブレード、サークル、ドローバ
（２）作業動力装置	油圧式、操作弁式（７系統以上）

（３）能　力

サークル回転角度	左右各 130 度 以上
ブレード昇降範囲	地下 250mm～地上 250mm 以上
ブレード横送り長さ	左右各 500 mm 以上
切削角調整装置	手動式
安全装置	ブレードに過大な負荷や衝撃が加わった場合、（シャーピンの切断等により）その力でサークルが自由に回転し、各部の損傷を防ぐ装置を有すること
切刃形式	ストレート形平形刃先（JIS D6101）又は準じる特殊切刃（側刃付）

５．計器類

（１）燃料計　１式
（２）アワーメータ　１式
（３）水温計　１式

（４）充電警告灯　１式
（５）機関油圧計又は機関油圧警告灯　１式

６．照明装置類
（１）前部霧灯又は前部作業灯　２灯
（２）黄色灯火（散光式）　前 全幅　500㎜以上　１式
後 全幅 1,100㎜以上　１式
（３）前方作業灯　２灯以上
（４）後方作業灯　１灯以上

７．付属装置及び付属品
７－１　車両総質量に含むもの
（１）バックブザー(後方１ｍにおいて、音圧80dB(A)以上)　１式
（２）カーヒータ（温水式、デフロスタ付）　１式
（３）ウィンドウォッシャー前・後（電動式）　１式
（４）標識板（300×570㎜以上、車体後部取付）　１式
（５）アンダーミラー(後)　１式
７－２　車両総質量に含まないもの
（１）標準付属工具　１式
（２）取扱説明書　１部
（３）部品表　１部
（４）履歴簿　１部

８．塗　　装
国土交通省建設機械塗装基準による。

９．検　　査
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。
ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。
検査に要する器具、人員等は乙において準備するものとする。

10．保　　証
納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、乙は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が１箇年以上にわたる場合にはそれを適用する。
特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、甲と乙が協議のうえ、

乙に無償修理を行わせることがある。

11. その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については乙が行うものとする。また、これらにかかる費用は乙の負担とする。

ただし、これにより難い場合は甲の指示を受けるものとする。

除雪グレーダ③（３．７m級）オプション装備

１．運行記録計（90㎞/h、機関回転数記録、７日計）	１式
２．チェーン（H型）	１式
３．油圧ブレードチップ	１式
４．床マット	１式
５．ブレードスリップクラッチ	１式
６．ブレード緩衝装置	１式
７．アングリングプラウ	１式

特　記　仕　様　書

各機種の仕様書による他、次の各号によるものとする。

１．塗装仕様

①車体の塗装は、２００１年度日本塗料工業会塗料標準色のＡ１７－７０Ｘとする。

②バンパーを有する車種については、バンパーを下図のように塗装するものとする。
なお、バンパーを有しない車種にあっては、これに類する箇所に塗装する。
この場合後部の赤色部分には、反射塗料を使用するものとする。
（塗料には耐光性のある屋外塗料を使用すること）

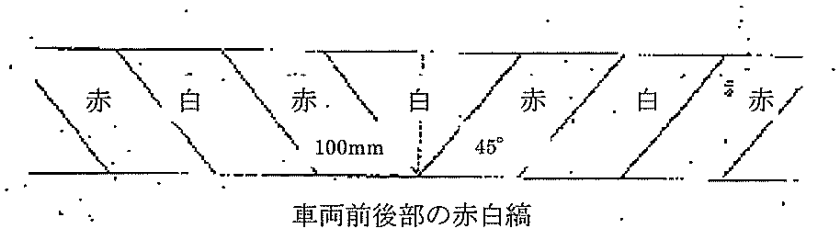

車両前後部の赤白縞

③「図１－除雪機械表示箇所図」の位置に、「図２－新潟市標識寸法図」の標識を表示する。また、「図３－白色帯と新潟市表示寸法図」の様に、「新潟市」を丸ゴシック体で記入する。

２．建設機械管理番号を、「図４－雪寒機械の管理番号寸法図」をもって、車両運転席の両側面及び除雪装置に表示する。
なお、建設機械管理番号は別途指示する。

３．車体の後部に取付ける標識板は「図５－除雪車後部標識板製作及び取付寸法図」をもって、取付けるものとする。
但し、後部に標識装置が付く場合は、上記標識板は取り付けないものとする。

４．黄色灯火等の取付け位置は、原則として運転室屋根中央部の車両中心線上に取付けるものとする。

5．車両は、「道路運送車両法の保安基準」で定める車体検査を受けた後に納入するものとする。
なお、「自動車損害賠償責任保険料」及び「自動車重量税（必要な機種のみ）」の加入については「乙」が行い、車両納入後「甲」に請求するものとする。

6．製作着手前に次の内容の納入計画書を提出する。（提出図書一覧表を添付）
①担当者一覧表（社内体制）
②納入工程表
③打合せ記録要領
④塗装要領書
※過去の同規格の納入機で除雪作業に多大な支障をきたす故障があったものに関しては、故障の原因・対応策等について市に報告するものとする。

7．建設機械履歴簿には、以下の必要事項を記入するものとする。
①規格、形式（メーカー呼称）及び主仕様
②機械本体とエンジンの製作会社名、製造番号、製作年月日
但し、凍結防止剤散布車の場合は、車体と散布装置それぞれについて記入するものとする。

8．次に示す写真を提出するものとする。サイズはカラー・サービス版とするが、デジタルカメラ撮影のものでも可とする。（但し、画像が鮮明なものに限る。）
①建設機械履歴簿写真
（車両の前後、左右両側面（管理番号がわかるもの））　・・・２部
②検収写真
（車両の前後、左右両側面、管理番号拡大写真、付属品）・・・２部
③機械台帳写真
（車両の正面から見て右斜め前、左斜め後ろ、真横）　・・・１部

9．次の維持管理資料を提出する。
・部品価格表　１部
・点検シート（日常、１ヶ月、１２ヶ月）　１部
・同上点検要領（機種特有の点検内容を含むもの）　１部
・オイル交換基準一覧表　１部

１０．日常的なメンテナンスに必要な足がかり、手摺りを設け、また、滑り止め等の安全措置を講ずること。

１１．除雪装置の回転部分又はプラウ前面等は赤色塗装とする。

１２．バッテリー充電器接続用の端子（液面センサー、ヒューズ付）を有するものとする。

１３．稼働記録計を有しない車種であっても、運転室まで稼働記録計用配線を用意するものとする。

１４．納入場所において行う完成検査の他、納入前に工場等において中間検査を実施する。また中間検査の結果を完成検査時に提出すること。

１５．道路維持作業用自動車届について、納入時に本申請済であること。

１６．納入場所等において、当該調達機械の運転及び取扱等について十分な知識を有する技術者を派遣の上、機器運転取扱説明の他、維持管理方法についても技術指導を行うものとする。また終了後、確認証を発行すること。

１７．乙は納入年度の除雪作業終了後、土木総務課、各事務所、使用者を対象とした納入機の稼働状況と保守及び操作性等についての要望を聴取する会を設けることとする。また、聴取内容及び対応を記した報告書を作成し、土木総務課長宛に提出すること。
会には、メーカー側の関係者（設計技術者を含む）も同席するものとする。

１８．標準仕様書１０項の保証は契約者及び製作会社の保証とする。

１９．前各号で必要となる一切の経費は、「乙」の負担とする。

２０．仕様書に記載のない事項及び機械形状等により、文字位置・寸法、表示箇所等の変更が必要な場合については、市担当者と協議の上で決定するものとする。

２１．道路運送車両法第６３条の３第１項（改善措置の届出等）の規定に違反したことにより、国土交通省の「物品の製造」、「物品の販売」及び「役務の提供等」の契約に関し、公告日現在で指名停止措置を受けている者が製造する車両については、本調達においては、仕様書１概要中の「信頼性」を有さないものとする。

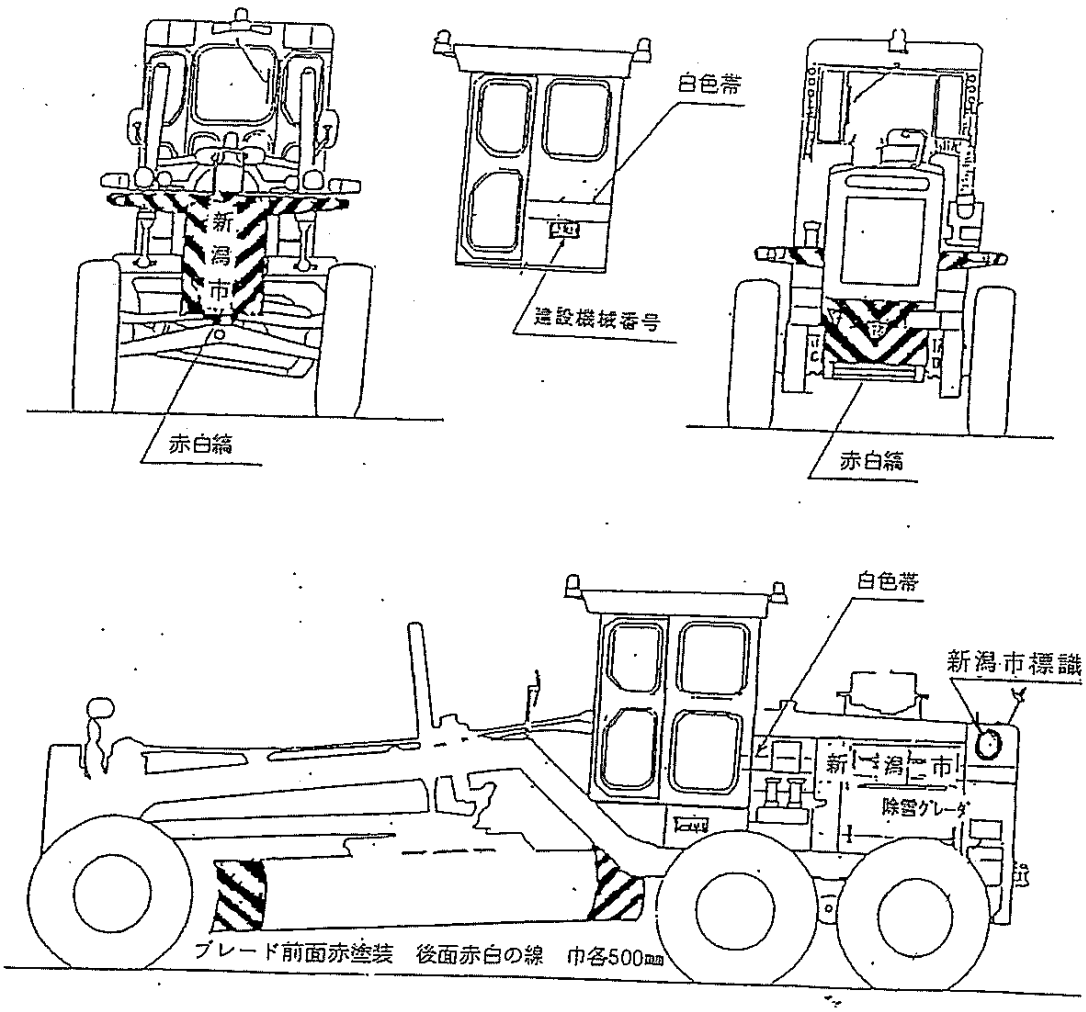

図１　除雪機械表示箇所図

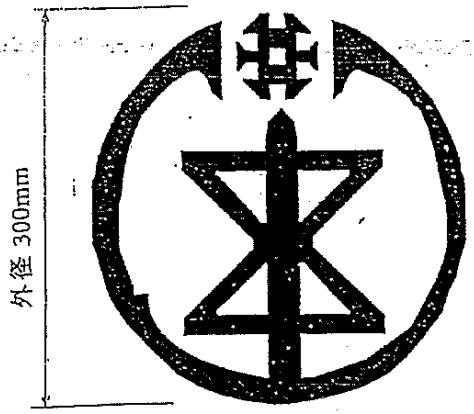

図－2 新潟市標識寸法図

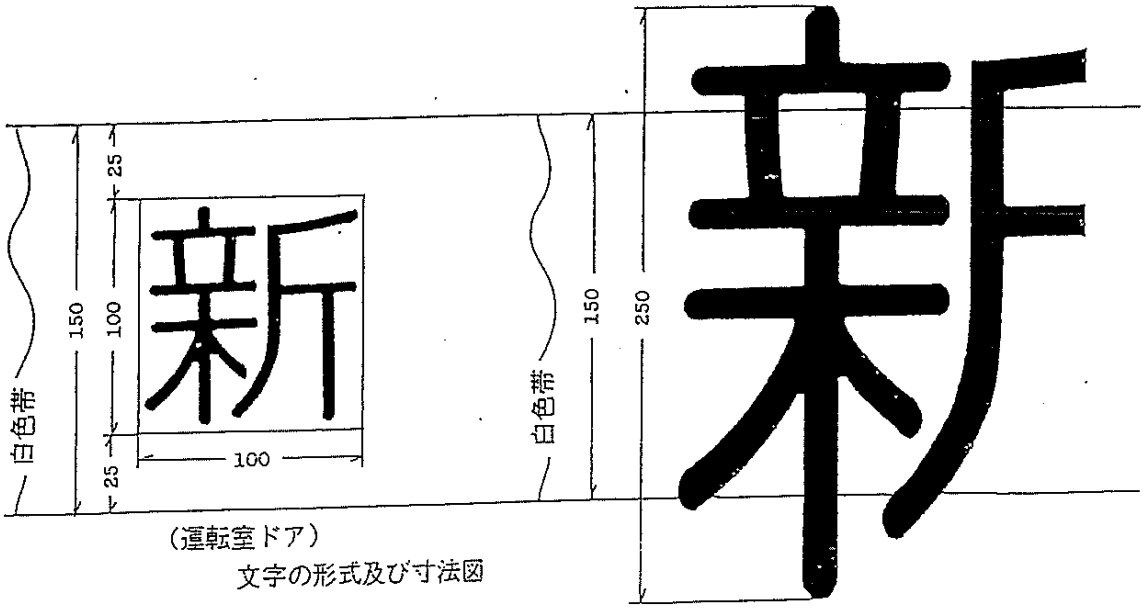

（運転室ドア）
文字の形式及び寸法図

図－3 白色帯と新潟市表示寸法図（エンジン室等）

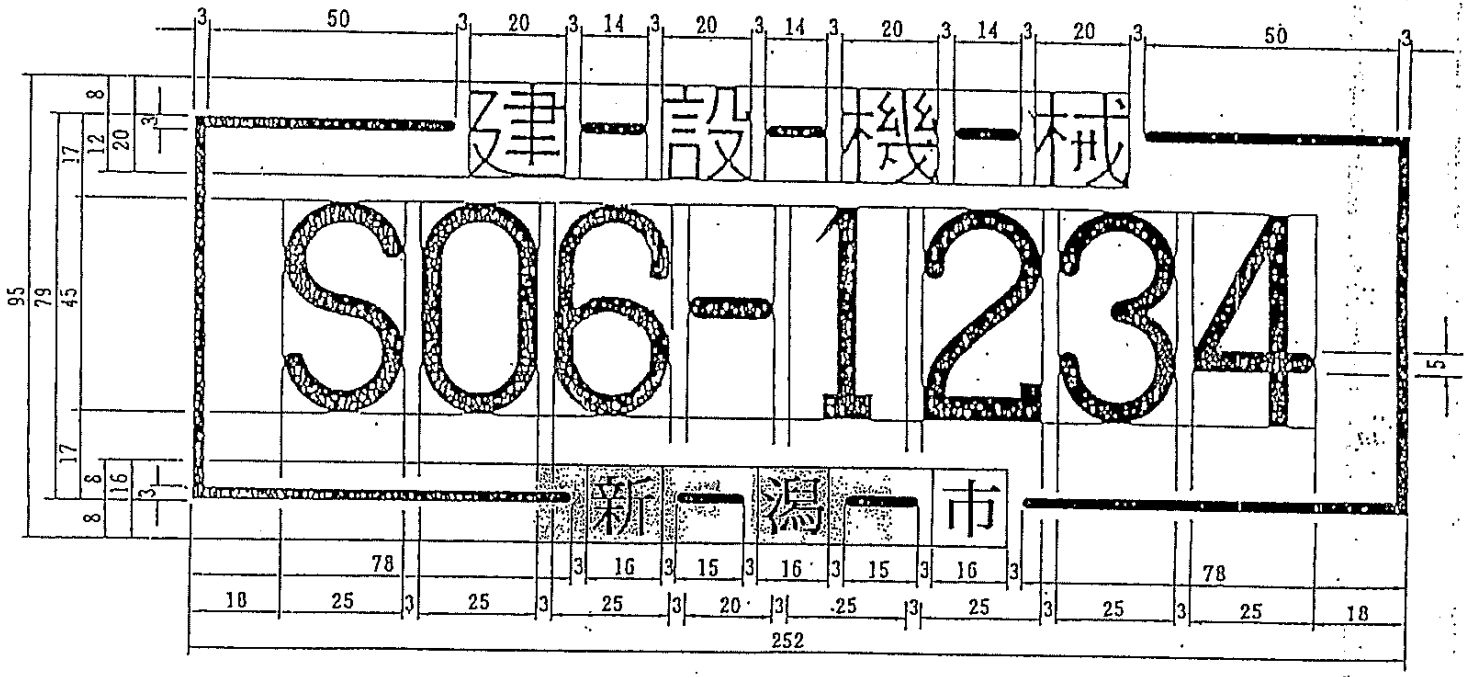

図4 雪寒機械の管理番号寸法図

（別紙－2）

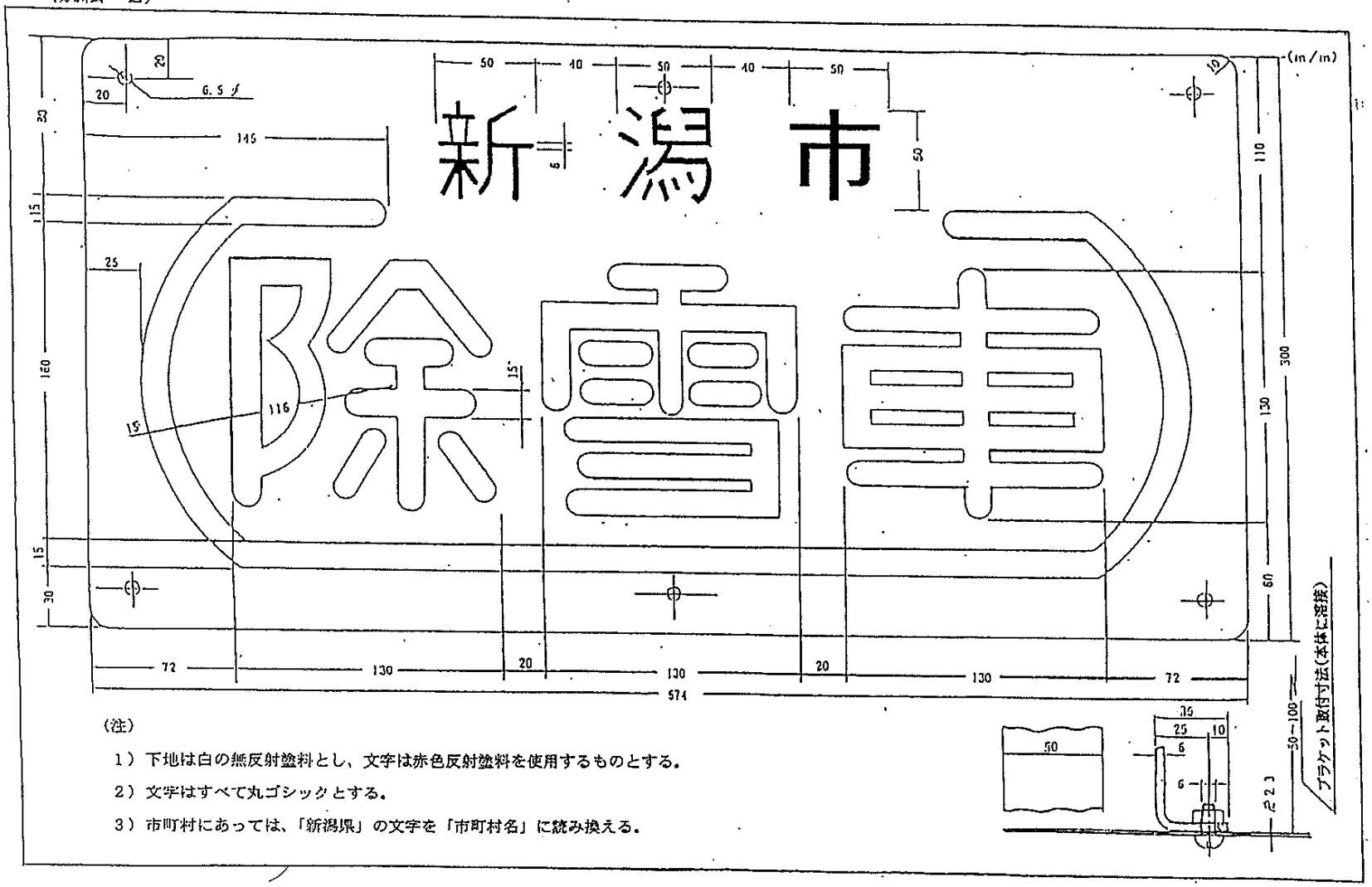

図 5 除雪車後部標識板製作及び取付寸法図

様式第３号

入　札　書

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

住　所

氏　名　　㊞

受任者　　㊞

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入札金額			百			千			円		
入札保証金			百			千			円		
履行期限	平成　　年　　月　　日										
履行場所											
品名	品質・規格	数量	単価	金額							
特約条項											
摘要											

様式第 3 号

〔記載例〕

入　　札　　書

平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

新 潟 市 長 様

住　　所　○○県○○市○○区○○町
　　○丁目○○番○○号
氏　　名　△△株式会社
　　代表取締役　○○ ○○　　㊞

受 任 者　○○ ○○　　㊞

委任を受けて入札する場合には，
受任者名を記入し，押印してください。

新潟市契約規則及びこれに基づく入札条件を承認のうえ入札いたします。

入 札 金 額	￥	百	○	○	千 ○	○	○	円 ○		
入 札 保 証 金		百			千			円		
履 行 期 限	平 成 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日									
履 行 場 所	○○部○○課									
品　　名	品 質 ・ 規 格		数　量		単　価		金　額			
△△△△	△△△		□式		○○，○○○		○○○，○○○			
特 約 条 項										
摘　要										

“仕様書のとおり”
という記載でも結構です。

様式第 2 号

委　　任　　状

平成　　年　　月　　日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所

氏　名　　㊞

受 任 者　　氏　名　　㊞

記

件 名

様式第 2 号
〔記載例〕

委　　任　　状

平成○○年○○月○○日

新　潟　市　長　様

私は次の者をもって、下記の入札に関する権限の一切を委任いたします。

委 任 者　　住　所　○○県○○市○○区
○○町○丁目○番○号

氏　名　△△株式会社
代表取締役　○○　○○　　㊞

受 任 者　　氏　名　○○　○○　　㊞

記

件 名　　○○○○○○○○○○○○○

別記様式第９号

仮契約書

下記の物品供給については，新潟市契約規則の規定に従い，当該契約について議会の議決を得たときは，これを本契約とみなすものとし，契約の証として本書２通を作成し，当事者記名押印のうえ，各自１通を保有する。

No.　　発注機関：

件　　名	
契 約 金 額	円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　円	

品名 品質・規格など　　数量　単位	単価	金額

履 行 期 限	本契約移行の日から　　年　　月　　日まで
履 行 場 所	
契 約 保 証 金	

新潟市を甲とし，供給者を乙として，甲乙両者は次の物品供給契約条項及び特約条項の定めるところにより契約を締結し，信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

年　　月　　日

甲　　発注者　　新潟市
代表者　新潟市長　　印

乙　　受注者　　住所
氏名　　印

物品供給契約条項

（権利義務の譲渡等の制限）
第１条　乙は，甲の書面による承諾がなければ，この契約によって生ずる権利義務を第三者に譲渡し，または担保に供してはならないものとする。
（履行の監督）
第２条　甲は，契約の履行中において，その適正な履行を確保するため，立会いその他の方法により監督をすることができる。
（履行の確認）
第３条　乙は，契約に定める義務を履行したときは，その旨を，甲に通知しなければならない。
２　前項の通知があったとき，甲は，その通知のあった日から10日以内に乙の立会いを求めて，検査を行なうものとし，乙が立会わないときは，乙の欠席のまま，検査をすることができる。
３　熱量，強度の測定，含有量の分析試験等を含む検査について，前項の規定を適用する場合においては，同項中「10日以内」とあるのは「15日以内」とする。
４　甲は，検査の結果，契約に適合しているものと認められる物品は，その引渡しを受けるものとし，契約に適合していないと認める物品は，乙に期間を定めてその物品の取換え，補修若しくは改造させ，さらに甲の検査を受けるよう指示するものとする。この場合において，乙は，甲より取換え，補修若しくは改造を指示されたときは，自己の負担によりすみやかにこれを履行し，甲に通知しなければならない。
５　前項後段の規定による検査を行なうときの期間の算定は，甲が乙から取換え，補修若しくは改造を履行した旨の通知を受けた日から起算する。
６　甲は，検査の結果，契約に適合していないものと認めるものであっても，適合していない程度が軽微で，甲が使用するに支障がないと認めるものについては，契約金額を減額して引渡しを受けることができる。
（所有権の移転）
第４条　供給物品の所有権は，甲が検査に合格したものと認めたときをもって，乙から甲に移転するものとする。
２　供給物品の容器，外包の所有権は，契約に定めがある場合を除き，甲に帰属するものとする。
（不合格品の引取り）
第５条　乙は，甲が検査の結果，契約に適合していないと認める物品（第３条第６項の規定による物品を除く。以下同じ。）については，甲の指定した期間内に履行の場所から自己の負担により，搬出しなければならないものとする。
２　甲は，乙が前項に違反した場合は，その物品の保管について責を負わないものとし，必要があると認めるときは，任意に処分することができる。
（契約金額支払の時期）
第６条　甲は，供給物品の所有権が甲に移転したのち，乙の請求により契約金額を支払うものとする。
２　前項の支払は，甲が，乙の適法な請求書を受理した日から30日以内にしなければならないものとする。
（支払遅延利息）
第７条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，前条第２項に定める期間内に契約金額を支払わなかったときは，政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第８条の規定により，指定された率で，甲に対し，支払遅延による遅延利息を請求することができる。
（検査の遅延）
第８条　甲が，その責に帰すべき理由により，第３条第２項及び第３項に定める期間内に検査をしないときは，その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は，第６条第２項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとし，また，その遅延期間が約定期間の日数をこえる場合は，約定期間は満了したものとし，乙は，そのこえる日数に応じ，前条の規定の例により遅延利息の支払いを請求することができる。
（契約保証金の還付）
第９条　契約保証金は，次の各号の一に該当する場合に還付する。
（１）　乙が契約に定める義務の履行を完了したとき。
（２）　甲が第12条第１項または第13条により契約を解除したとき。
（遅延届）
第10条　乙は，契約の定める履行期限までに，義務の履行をすることができないと認めたときは，直ちに，その理由，納入予定日等を書面をもって甲に届け出て，その指示を受けなければならない。
（違約金）
第11条　甲は，乙が正当な理由がなく契約の履行を遅延したときは，遅延日数１日につき，契約金額（単価契約の場合は，契約単価の確定納入数を乗じた金額とする。）の1,000分の１に相当する額の違約金を徴収することができる。
２　前項の違約金は，契約金額支払いの際にその契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって違約金に充て，なお，不足があるときは，追徴するものとする。
（甲の解除権）
第12条　甲は，必要があるときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。
２　甲は，乙が新潟市契約規則（以下「契約規則」という。）第36条第１項各号の一に該当する場合は，契約を解除することができる。
３　前項の規定により契約が解除された場合において，乙は，甲に対し，契約金額（単価契約の場合は，契約単価に入札または見積合わせ時の予定数量を乗じた額）の10分の１に相当する額以上の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。ただし，契約保証金の納付またはこれに代わる担保の提供が行われているときは，甲は，当該契約保証金または担保をもって違約金に充当することができる。
（乙の解除権）
第13条　乙は，甲の責に帰すべき理由により，契約の履行をすることができなくなったときは，契約の変更，若しくは中止，または解除を申し出ることができる。災害その他さけることのできない特別の理由により契約の履行をすることができなくなったときも，また同様とする。
２　甲は，前項による乙の申し出があったときは，契約を変更し，若しくは中止させ，または解除することができる。
（損害賠償）
第14条　甲が，第12条第２項により契約を解除した場合において，甲に損害があるとき，または第12条第１項若しくは第13条第１項前段の規定により契約を変更し，若しくは中止させ，または解除した場合において，乙に損害があるときは，甲または乙は，それぞれ乙または甲に対し，その損害賠償を請求することができる。
２　前項の損害額は，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。
３　第１項により甲が乙に損害を賠償させるときは，契約金額支払いの際に，その契約金額から控除し，または契約保証金が納入されているときは，これをもって損害に充て，なお不足があるときは追徴するものとする。
（既済物品の処置）
第15条　契約が解除された場合において，すでに履行場所へ納入されている物品，または既済の物品があるときは，甲が検査のうえ，契約に適合するものと認めるものにかぎり，その代価を支払い，甲が取得することができる。
（危険負担）
第16条　供給物品の所有権移転前に生じた損害は，甲の責に帰すべきもののほか，すべて乙の負担とする。
（かし担保）
第17条　甲に所有権が移転した日から１年間のうちに，当該供給物品にかしがあると認めるときは，乙は，甲の指示により，その供給物品を取換え，若しくはそのかしを補修し，またはそのかしによって生じた滅失，若しくは損傷等による損害を賠償しなければならない。
（秘密の厳守）
第18条　乙は，この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。この契約が終了し，または解除された後においても同様とする。
（個人情報の保護）
第19条　乙は，この契約の履行に関し知り得た個人情報（個人に関する情報であって，特定の個人が識別され，または識別され得るものをいう。）がある場合は，その保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，これを適正に取り扱わなければならない。
（規則等の適用）
第20条　この契約に定めない事項については，契約規則及び関係法令に定めるところにより従うものとし，契約に関し疑義が生じたときは，甲乙両者協議のうえ定めるものとする。

付　帯　条　件

1　発注者は，請負者がこの仮契約から新潟市議会の議決日までの間において，新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止を受けた場合は，この仮契約を解除し，本契約を締結しないものとする。また，請負者に対していかなる責任も負わない。

2　発注者は，新潟市議会で可決されなかった場合においても，請負者に対していかなる責任も負わない。